

報道発表資料の配付日時 11月27日 (水) 15時00分

発表項目	旭川市の高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 11月12日 (火) に旭川市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性が確認されました。</p> <p>これを受け、国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針に基づき、農林水産省との協議を経て、明日11月28日 (木) 0時をもって搬出制限区域 (半径3～10km) を、解除します。</p> <p>なお、解除された搬出制限区域は「監視強化区域」として、農場の監視を継続します。</p> <p>○ 清浄性確認検査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象農場：2農場 (発生農場から半径3km以内) 検査結果：臨床検査 異常なし <p>○ 搬出制限区域解除検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象農場：2農場 (発生農場から半径3～10km以内) 検査結果：臨床検査 異常なし <p>○ 今後、新たな発生等がなければ、農場の防疫措置完了 (11月16日) から21日経過後に、農林水産省との協議を踏まえ、移動制限区域 (3km以内) を12月8日 (日) 午前0時に解除します。</p> <p>○ なお、搬出制限区域に係る消毒ポイントは解除しますが、移動制限区域に設置した消毒ポイントは、12月8日の解除まで継続します。</p>		
報道 (取材) に当たってのお願い	○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	上川総合振興局	
担当 (連絡先)	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部 (担当者：豊口) TEL：011-231-4111 (内線 27-104) ファクス：011-204-5375		